

令和6年4月から

特別養護老人ホーム入退所指針の見直しを行います

～見直しの背景～

市内特別養護老人ホームの定員数の増加や在宅サービス等の充実に伴って、特別養護老人ホームを取り巻く状況も変化してきています。

このため、令和6年4月1日付で「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の見直しを行います。

👉 見直しのポイント

◇点数を見直します。

	～R6.3月	R6.4月～
要介護度1	5点	→ 10点
主たる介護者である家族がいない（音信不通を含む）	15点	→ 20点
その他特記事項（施設独自加点）の最高点	20点	→ 25点

※点数の見直しにより、既に申込みをしている方も順位が変わることがあります。

順位については、各施設にお問い合わせください。

※点数は、要介護度やご本人やご家族の状況を点数化する「共通部分」と施設で独自に項目を定めている「施設独自加点」の合計で算出し、点数により入所の優先度を判断しています。

◇特列入所（※）の要件を追加します。

要介護1・2の方についてもより幅広く申し込みが可能となるよう、特列入所の要件に、「在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる」という項目を追加します。

【現行の指針の特列入所の要件】

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯又は同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。



【新指針での追加内容】

- オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。

※特別養護老人ホームへ入所できるのは、原則として要介護3以上の方ですが、要介護1・2の方であっても、在宅生活が困難な理由がある場合には、特例的に入所が認められる制度です。

◇介護ができない具体的な理由を追加します。

「3 主たる介護者である家族の状況」について、介護ができない具体的な理由に「介護放棄」を追加します。

別表

3 主たる介護者である家族の状況（「家族」とは、配偶者（同等の関係にある者）、一親等（父母、子の配偶者）二親等（祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者）とする。）
（最高20点）

主たる介護者である家族がいない（音信不通を含む）	20点
主たる介護者である家族が入院・入所・県外でいない	15点
主たる介護者である家族はいるが、（要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、 <u>介護放棄</u> 、他介護）のため介護ができない	15点
主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10点

◇施設の独自加点部分に例示項目を追加します。

「主たる介護者が、高齢者施設・介護事業所等に勤務しており、入所申込者の在宅介護が長引くと介護離職につながる恐れがある場合」の例示項目を追加します。

◇申込書の有効期間を変更します。

指針の改正に合わせて有効期間を2年から1年に変更します。

◇申込書の内容を変更します。

点数化の基準見直しや入所を断わった場合の削除規定追加に伴い、申込書の内容を変更します。

【市民の皆様へのお願い】

入退所指針の見直しで、入所を辞退した場合の取扱い規定を設け、施設から入所の案内があった際に、「今すぐの入所を希望しない」といった理由により、入所を断わるなどした際には、当該施設への申込が取り下げ扱いとなります。この趣旨を踏まえ、特別養護老人ホームへの入所申込については、予備的に申し込むことはご遠慮いただき、在宅生活が困難で、施設への入所が必要な場合に行っていただくようお願いいたします。

※既に申込みをしている方は、受付センターから申込書の再提出についてお知らせいたしますので、引き続きの入所申込を希望する場合は、新しい申込書の提出が必要となります。

各施設の入所待ち者数などは、

「高齢者施設・住まいの相談センター」でご案内しています。
施設選びで迷った際には、お気軽にご相談ください。

TEL：045-342-8866（土日祝祭日休み）

住所：港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー14階

お問合せ先

横浜市健康福祉局高齢施設課

電話：045-671-3923

FAX：045-641-6408